



「今日はうれしいね」

4月6日に行われた弟子屈小学校(佐野哲哉校長)の入学式での1コマです。歓迎の歌でお兄さん、お姉さんが歌ってくれた有名なアニメ映画の主題歌に、思わず笑みがこぼれた新入生。楽しい小学校生活の始まりです。

(関連記事20～21ページ)

Public relations magazine

2016.5

No.741

てしかが

主な内容

- 今月は町税滞納整理強調月間です・・・②
- こんには 地域包括支援センターです・・・④
- 身近なことから環境について考えてみませんか・・・⑥
- 第80号町議会だより第1回定例会・・・⑩
- 入園式 入学式・・・②⑩
- 町税などの納期限/夜間納税窓口開設・・・③⑧

むかしむか史 (307)

てしかが歴史写真館 181

久寿里の湖  
岸のいて湯やあつからん  
水乞鳥の水乞てなく



池の湯に立つ碑

松浦武四郎の見た風景

江戸幕府の命令で蝦夷地を調査して歩いた松浦武四郎は、1858(安政5)年の4月中旬(現在の暦では5月下旬)に、屈斜路を訪れています。

(以下、太字は現代語訳より抜粋)

テシカガ〜ヒラヲロ(美羅尾)〜サウトモマナイ(札友内)〜ヘリウ(美留和)を経て、クツチャロ(屈斜路)に到着。湖水を背景に家が建てられており、実にすばらしい景色だ。

また「昨秋からの不漁で飢え苦しんでいる。老人や子供たちの顔色はとて悪い」とも書き残しています。彼自身も、手配していた食料が届いておらず不安を抱きつつ、翌日は風が穏やかだったので湖上からの調査を進めました。

岸に沿って東に進むと、温泉に着いた。大きな池になっていて、底は大きな岩でその間から温泉が噴き出していた。ここにもニレの皮がたくさん浸してあった。そこに鳥が一羽いたので名を尋ねると、ヲユユケ(アカシヨウビンのこと)といい、この辺りには多くいるようだ。

この記述は、現在の「池の湯」のことです。アイヌはオヒョウニレやシナノキといった樹皮から繊維を取り、さまざまな織物を編み出しました。その際の第一工程として、樹皮を柔らかくするために沼や湿地につけたのです。中でも、温泉はとて貴重がられました。池の湯は、峠を越えた美幌など近隣に住むアイヌからも人気が高かった場所だったそうです。そして、このときに詠んだ歌が碑となって湖畔に建ち、当時の様子を今に伝えています。

てしかが郷土研究会(斎藤)

※写真の歌碑中「水乞鳥」とはアカシヨウビンのこと。

※武四郎が屈斜路湖を見たときと、ほぼ同時期の5月21日(土)、和琴半島をフィールドとした公民館講座が行われます。(32ページ参照)

てしかが 2016.5

毎月1回発行 発行/弟子屈町 編集/まちづくり政策課 ☎482-2913 ☎482-2696  
〒088-3292 弟子屈町中央2丁目3番1号 URL <http://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/>

R100 この広報紙には再生紙を使っています

# 5月31日は自動車税の納期限です

自動車税は、4月1日現在の運輸支局登録に基づいて課税される道税です。今年度の納期限は5月31日(火)です。必ず納期限までに納めましょう。

納税通知書は5月9日に発送します。住所が変わった方や納税通知書が届かない方は、ご連絡ください。

自動車税は、各金融機関や郵便局、コンビニエンスストア、総合振興局などで納めることができます。また、パソコンや携帯電話、スマートフォンからインターネット上の専用サイトを利用したクレジットカード納税(納税通知書に納付番号と確認番号が印字されているものに限ります)もできます。

納期限までに全額納められないなど、納税に関するご相談がある方は、納税通知書をご用意の上、下記までお問い合わせください。

## □納税の相談・問い合わせ先

釧路総合振興局納税課(釧路市浦見2丁目2-54) ☎0154④9179

## □自動車税の課税内容・自動車取得税に関する問い合わせ先

札幌道税事務所自動車税部(札幌市北区22条西2丁目)

- 自動車税の課税内容 ☎011-746-1190
- 自動車取得税の課税に ☎011-746-1195

## □ホームページもご利用ください

- 道税 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/>
- 札幌道税事務所自動車税部 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/dzc/>
- 釧路総合振興局納税課 <http://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/ts/nzi/>



# エコの すすめ

小さなことからコツコツと！環境に配慮した行動の積み重ねが地球や家庭の「エコ」につながります。

## 「エコ」って…？

元々は「エコロジー」からきている和製英語です。エコロジーには生態学という意味があり、そこから「生態・環境に配慮した行動・活動」を行う際に使われるようになりました。



## GWもエコドライブを実践しよう

ゴールデンウィーク(GW)は遠くへ出かけるという方も多いのではないのでしょうか？

3月12日に道東自動車道(白糖IC(インターチェンジ)～庶路IC～阿寒IC)と釧路外環状道路(釧路西IC～釧路中央IC～釧路東IC)が開通し、高速道路を利用してみたいという方もいらっしゃることでしょう。

エコドライブの実践で燃費を軽減し、環境にも財布にも優しくなしましょう。

## エコドライブの実践方法

### ●車間距離にゆとりを持って加速・減速の少ない運転

車間距離が短くなると、無駄な加速・減速が多くなります。

### ●ふんわりアクセル「eスタート」

ゆっくりアクセルを踏んで発進しましょう。

### ●減速時は早めにアクセルを離そう

アクセルから足を離すとエンジンブレーキが作動します。

### ●渋滞を避け、余裕をもって出発しよう

渋滞や交通規制を確認し、時間と燃料を節約しましょう。

### ●タイヤの空気圧から始める点検・整備

タイヤの空気圧が低いと燃費が悪くなります。エンジンオイル類も、定期的に交換することで燃費が向上します。

### ●不要な荷物は降ろそう

車の燃費は、荷物の重さや空気抵抗に影響されます。不要な荷物は降ろし、スキーキャリアなど使用しないときは外しましょう。

問い合わせ先／役場環境生活課環境係 ☎482-2934(課直通)

## 今月は町税滞納整理強調月間です

# もう一度納税通知書をお確かめください 町税・使用料などの完納を！

長期にわたる滞納 誠意のない滞納者には  
給料、預貯金、不動産など差し押さえの滞納処分を実施

### ●納入はお済みですか

平成27年度分の町・道民税 固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税などの納入はお済みですか。納税通知書をお確かめの上、未納の場合は5月末までに必ず納めてください。

### ●納税相談のご利用を

滞納のある場合は、1日も早く解消するため、納税相談にお越しください。

### ●自立した町づくりのため

「納税」は、国民そして住民としての大切な義務です。税金を完納して、自立したまちづくりをすすみましょう。

## あ 忘れていませんか？ 軽自動車税

軽自動車税の納期限は5月2日(月)です。忘れずに納めていただくようお願いします。

平成28年度の町税・使用料などの納付書が発行されます

# 納税は便利な口座振替で

## ●口座振替とは

町税・国民健康保険税・使用料などが、あなたの預貯金口座から自動的に納入される方法です。口座振替には次のような利点があります。

- ▼納入のために、わざわざお出かけになる必要がありません。
- ▼うっかり納入期限を忘れてしまふことがなくなります。
- ▼いつの間にか滞納となり、納入に苦心することもなくなります。

## ●口座振替できるもの

町・道民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、住宅使用料(公住)、保育料、介護保険料、水道使用料、下水道使用料などです。

## ●取り扱う金融機関

釧路信用金庫本・支店、北洋銀行本・支店、摩周湖農業協同組合、ゆうちょ銀行です。

## ●申し込み手続き

取扱金融機関または役場税務課、川湯支所で、預金通帳使用の印鑑を持参し、手続きをしてください。

※ゆうちょ銀行については、各郵便局窓口での手続きとなります。

問い合わせ先／役場税務課納税係 ☎482-2914(課直通)



#### 4 皆さんの権利を守ります(権利擁護)

65歳以上の皆さんが安心していきいきと暮らすために、皆さんが持つさまざまな権利を守ります。成年後見制度の紹介、虐待の早期発見や消費者被害への対応などを行います。

成年後見制度／認知症、知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が不十分になったときに、財産管理や契約で不利益を被ったり、人間として尊厳がそこなわれたりすることのないよう、主に法律面で支援することです。

#### 5 さまざまな方面から皆さんを支えます(包括的・継続的支援ケアマネジメント)

適切な介護サービスを利用できるように、地域のケアマネジャーを支援します。

また、主治医やケアマネジャーなどの他の職種、地域の関係機関との連携を取っていきます。

#### 6 認知症について

ご本人、ご家族や近隣の方などの認知症の相談に応じます。

また、認知症への理解を深め、安心して地域で暮らせるよう支援します。

①相談の受け付け／電話、来庁、訪問やメールなどで、ご相談に応じます。

②認知症サポーター養成講座の開催／希望される方は、ご連絡ください

③SOSネットワーク／徘徊で行方不明になる可能性のある方の情報を町や警察などで共有したり、行方不明になったときに捜索したりします。

④かんたん位置情報サービス／徘徊(はいかい)で行方不明になる可能性のある方の場所を、ご家族が場所を把握できるようにGPS(地球上の現在位置を測定するためのシステム)装置を貸し出します。

⑤笑劇団Cat's／認知症啓もうのため、寸劇を披露しています。ご要望があれば、どこへでも伺います。

⑥認知症出前講座／ご要望の場所へ赴き、認知症についての講話を行います。

⑦脳トレ摩周／脳と体を活性化するゲームや体操のサポーターを、要望のあるところに派遣します。

#### 7 その他

介護をしているご家族向けの講演会を、弟子屈町介護者と共に歩む会と一緒にしています。

問い合わせ先／町地域包括支援センター(役場健康推進課内) ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)

## 弟子屈町林野火災予消防対策協議会からのお知らせ

～山火事は 森の命を 消していく～

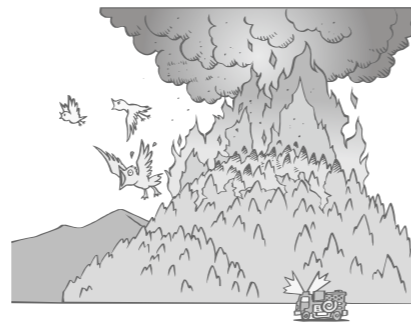
林野火災が心配される季節になりました。

町民の皆さんや観光客の方が、余暇などを利用して山林に立ち入ることが多くなるシーズンです。山火事防止のため、次の点にご協力をお願いします。

●山林内での喫煙や携帯ガスコンロなどの火気の取り扱いに、十分注意しましょう。

●チェーンソーなどの機械の使用には、十分注意しましょう。

▶林野火災予防強調期間／4月21日(木)～5月31日(火)



問い合わせ先／弟子屈町林野火災予消防対策協議会  
(事務局／役場農林課林務係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 6 (課直通))

## 高齢者の皆さんを総合的に支援

# こんにちは 地域包括支援センターです

皆さん「地域包括支援センター」をご存じですか？

同センターは、本町で暮らす65歳以上の皆さんが住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう介護サービスをはじめ、福祉・健康・医療など、さまざまな面から総合的に支える組織です。

### どこにあるの？

役場1階、健康推進課の中にあります。

### どんな人がいるの？

主任ケアマネジャー、保健師と社会福祉主事があります。

### どんなことをしているの？

#### 1 なんでも相談(総合相談支援業務)

65歳以上の皆さんや、その家族の方の相談を受け、制度やサービスに関するさまざまな情報を提供しています。医療機関への紹介も行っています。

#### 2 自立した生活をお手伝いします(介護予防ケアマネジメント)

「介護保険の対象になる可能性のある方(二次予防高齢者)」や「介護保険の対象の方のうち、要支援1・2の方」を対象として、生活支援の計画を作成し、介護予防サービス利用の調整をしています。

#### 3 要介護状態にならないような地域づくりをしています(介護予防事業) NEW!!

①一次予防事業／本町に住む方に対し、年齢を重ねても外出して、体を動かし、人と交流できるよう支援します。

★介護予防サークルへの支援

★冬場の転倒予防教室への支援

②二次予防事業／一定の基準に該当した方に対し、2つの教室を開催しています。

★ほがらかクラブ／週1回、3カ月間、教室に通って運動機能改善を目指します。

★ビタミン教室／月2回、半年間、教室に通って外出機会をつくり、運動や口腔(こうくう)機能の改善を目指します。

③リハビリテーション専門職員の地域への派遣／個人のお宅や、小さなグループで体操をしたい方に作業療法士や理学療法士、言語聴覚士を派遣し、自宅での生活や介護予防を支援します。

④ボランティア育成／社会福祉協議会、ボランティア連絡協議会と共に介護予防サポーター(ふまねっと、ガンパルーン、脳トレ)などを育成、支援します。

### 特定不妊治療

## 費用を助成します！

赤ちゃんが欲しいのになかなか授からない、でも不妊治療は経済的負担が大きくて…とお悩みの方はいらっしゃいませんか？町では4月から、特定不妊治療(体外受精や顕微授精による治療)の費用助成を行っています。

▶対象／ご夫婦のいずれかの住民票が1年以上、本町にある方で、北海道特定不妊治療助成事業の助成を受けた方、または受ける見込みのある方。

▶助成額

年齢	妻(特定不妊治療)		夫(男性不妊治療)
	40歳未満	40歳以上43歳未満	年齢制限なし
助成回数	通算6回	通算3回	生涯1回
助成限度額	1回15万円まで		

※詳細については、町公式ウェブサイトをご覧ください。

問い合わせ先／役場健康推進課健康推進係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)



日々の活動  
発信中!

地域おこし協力隊facebook(フェイスブック)

<https://www.facebook.com/teshikagachiikiokoshikyoryokutai>



## 協力隊通信

小林さん(左)  
&  
鈴木さん(右)

### 道東に吹く追い風に乗って 弟子屈の未来を輝くものに

地域おこし協力隊の小林由紀子です。まず、ご報告です。4月1日に地域おこし協力隊の4人全員が町長より辞令をいただき、引き続き活動に励むことになりました。今年度もよろしく願っています。

さて、今年度の私の目標は、引き続きインバウンド(訪日外国人誘致と受け入れ体制強化)に取り組みことです。またあまり弟子屈へ来ていない欧米の旅行者をターゲットに、町の観光情報ポータルサイト「弟子屈なび」英語版の拡充に努めていきます。観光スポットや温泉などの紹介は、外国人目線を意識するためにA・L・T(外国語指導助手)の先生方に協力いただき、より魅力ある解説になるように進めています。また、なるべくタイムリーにイベント情報などを掲載できればと思っています。てしかがえこまち推進協議会が運営する「弟子屈なび」を「存じない方は、ぜひ、この機会に検索してみてください」。



今年度も4人それぞれに頑張ります

そして今回は、観光の広域連携の動きについても少しご紹介します。私も参加させていただいている「水のカマイ観光圏」(釧路・阿寒・摩周の広域連携事業)が昨年度、全国13の観光圏の一つとして観光庁から正式に認定されました。また、弟子屈

を含む道東エリアの広域観光周遊ルート形成計画「アジアの宝 悠久の自然美への道 びがし北海道」が、広域観光周遊ルートとして認定されました。さらに、弟子屈の玄関都市である釧路市が国の「観光立国シヨーカーズ」に選定され、阿寒国立公園がナショナルパーク・シャパン構想に選ばれた可能性も出てきています。道東には確実に追い風が吹き始めています。この風に乗れるかどうか、弟子屈の未来に大きな影響を与えると思っています。皆さん、アンテナを高く張って、風に乗れられないようにしましょう!

### 弟子屈の良さに触れられる 居心地の良い宿を開きたい

地域おこし協力隊の鈴木榎洋です。弟子屈に来て半年が過ぎ、フキノトウや久しぶりに見る地面を見て、春を感じる今日このごろです。そして年度の初めを迎え、協力隊として早くも2年目の活動となりました。1年目はあつという間に過ぎ去りましたが、活動できる残り2年間も、南弟子屈のこと、個人としてやりたいことを、自分のできる範囲(はんちゅう)ですが、精いっぱい、いじはたやっというふうに思います。

「やりたいこと」は、1年目の間に決めることができました。「ライダーハウス」と「狩猟」。協力隊になる前、一人から一人と日本中を遊びまわっていたときに抱いていた2つの願望に挑戦できるというのは、本当に幸運だと思っています。ライダーハウスに関しては、設置場所、

簡易宿所の認可や設備の改修など、たくさんハードルがあります。最近取り上げられている民泊問題とも関わりがあるので、制度の不透明感があるのが現状ですが、旅人に集まってもらって弟子屈の良さを知ってもらいたい。何より、自分自身が管理人として旅人と関わってみたいという思いのために実現したいです。



居心地の良かった郡上のゲストハウス

先日、岐阜県郡上市に視察に行かせていただきました。郡上市は「郡上踊り」という徹夜での盆踊りや、きれいな川での川遊びなどが有名な観光地。愛知県出身の私には2時間で行ける里山ということ、橋から飛び込んだり、バーベキューやキャンプをしたりと思いつくことも、とても好きな場所です。その郡上市で前から行きたかったゲストハウスに泊まることができました。そこは本当の実家のようなゲストハウスで、居間のような共有スペースがあり、宿泊者以外の地域の人も気軽に来られる、そんな場所でした。私が今まで利用してきたゲストハウスは、滞在者同士の交流はあっても、地域の方との交流というのはいまありません。都と呼ばれるほど密集した住宅街の中で、本当に郡上の住民になったようでした。弟子屈で宿を始めることができれば、豪華ではないけれど、ずっといたいと思えるような居心地の良い場所をつくれたいと思います。

## 身近なことから 環境について 考えてみませんか

森林はたくさんの生命を守り、育て、きれいな水を生み出すことはもちろん、地球温暖化の原因の1つである二酸化炭素を吸収してくれる、地球にとってかけがえのない財産です。とても重要な働きをする森林を大切に守り育てていくことは、わたしたちに課せられた大切な使命です。

美しい緑のふるさとを次の世代に引き継ぐために「弟子屈町植樹祭」と「苗木無料配布会」を行います。みんなで町に緑を増やしましょう。多数の皆さんの参加をお待ちしています。

また、素晴らしい環境を守っていくための取り組みとして「摩周湖クリーンウオーク」を開催します。こちらへの参加も、お待ちしております。



### 弟子屈町 植樹祭

- ▶日時/6月2日(木) 9時30分~10時30分ころ (雨天決行)
- ▶場所/桜ヶ丘森林公園  
※シャトルバスの運行は行いません。  
※駐車スペースが限られていますので、車で来場される方は、なるべく乗り合わせをお願いします。
- ▶植樹内容/エゾヤマザクラ、ニトリザクラなどの植樹
- ▶持ち物/スコップは主催者でも準備しますが、数に限りがありますので、ご持参いただける方はご協力をお願いします。軍手は各自でご用意ください。
- 問い合わせ先/役場農林課林務係  
☎482-2936(課直通)まで。

### 苗木無料 配布会

- ▶日時・場所/6月3日(金)
- 川湯支所前 10時30分
- 役場庁舎前 14時
- ▶対象/町民の方
- ▶配布する苗木/ハスカップ、ブルーベリー(予定)  
※苗木の生育状況によっては、配布する樹種を変更する場合がありますので、ご了承ください。  
※配布については、苗木がなくなり次第終了させていただきますので、ご了承ください。
- ※数に限りがありますので、1家庭1株の配布となります。
- ※川湯地区・弟子屈地区の両方で配布を受けることはご遠慮ください。
- ※配布時に緑の募金を行いますので、ご協力をお願いします。
- 問い合わせ先/弟子屈町緑化推進委員会(事務局:役場農林課林務係)☎482-2936(課直通)まで。



### 摩周湖クリーンウオーク 2016

- 2006年度から毎年開催している「摩周湖クリーンウオーク」を、今年も次のとおり開催します。多くの皆さんの参加をお願いします。
- ▶内容/景勝地周辺の道路に捨てられている空き缶などのごみを、ウォーキングを楽しみながら回収します。
- ▶日時/6月4日(土) 開会式8時30分~正午解散予定(小雨決行)
- ▶集合場所/摩周観光文化センター、または川湯温泉第2駐車場
- ▶申し込み方法/5月11日(木)までに、電話で申し込みください。  
※清掃コースなどの詳細については、申し込みいただいた後お知らせします。
- ※各事業所や団体、学校などには、別途ご案内します。
- 申し込み・問い合わせ先  
役場環境生活課環境係☎482-2934(課直通)まで。

# 第41回児童生徒 読書感想文コンクール

児童生徒読書感想文コンクールに、多くの優秀な作品が寄せられました。  
先月に引き続き、最優秀作品を紹介します。

## ■中学校1年生の部 最優秀賞

### 戦争はあつてはいけない

弟子屈中学校 島山 颯太君



この本は、広島  
の被爆者の一人  
である宇根利枝さん  
という人が体験し  
たことを書かれた  
本です。

僕がこの本を読もうと思った理由は、歴史の教科書に載っている重大な出来事だし、戦争のことを詳しく知りたかったからです。

一九四五年八月六日に広島に原子爆弾が落とされ、利枝さんは被爆しました。そのときに、体じゅう火傷で皮膚が垂れ下がっていた人に利枝さんは水を飲ませませんでした。なぜなら、水を飲ませると死んでしまうので、それが恐ろしかったからです。被爆者は結局のどが渴いたまま苦しんで死んでいきました。利枝さんは、それなら水をたくさん飲ませてあげたかったと後悔し、慰霊碑への献水が始まりました。もし自分が利枝さんだったら、わからないで被爆者に水を飲ませていたと思います。でも本当にその場所に行かなければ、僕がどうい行動をしていたかわかりません。水をあげないで逃げていたのかもしれない。それは本当に体験した人でないとどんなに悲しかったかわかりません。でも体験した人が戦争の悲しさを伝えていく

ことが大切だと思いました。利枝さんは、語りべの依頼を引き受け、修学旅行の生徒に戦争の話を伝えました。僕がすばらしいと思うのは、原爆を体験していない人に、戦争の話をして戦争を二度と起こさないように嫌な記憶をすべて話しているところだと思えます。語りつがれることがどんなに大事なかがよくわかりました。

今は、戦争を体験した人たちが高齢化などで亡くなっていったりして戦争を知らない人が増えていきます。僕もその一人です。僕のひいじいちゃんも戦争の体験者です。戦時中は無事だったけど、終戦後にはシベリアの捕虜になってしまいました。ひいじいちゃんは、自分の体験を本にして、僕の家にもくれました。内容はシベリアで強制労働させられてどれだけ辛かったかなどが書いてあります。今は釧路にいます。僕は身近に戦争を体験したひいじいちゃんがいまもいません。今度釧路に行ったらそのひいじいちゃんに戦時中や戦後のことを詳しく教えてもらいたいです。僕のひいじいちゃんのように戦後苦しんだ戦争の体験者もいます。

戦争で悲しかったのは、広島や長崎の原爆投下だけではありません。東京大空襲だけでもありません。日本のすべての戦争でもありません。世界で起きたすべての戦争を指すものだと思います。生き残ったのに、利枝さんのように何かを悔いたり、生き残ったことを恥じたり、戦争が終わって七十年たつのにいま

だに苦しんでいる人もいます。僕がこの本を読んで強く思ったのは、戦争の悲しさをほかの体験者からも詳しく学んでいきたいということと、それによって僕も誰かに伝えていきたいということ。そして、今僕の周りにいる友達や家族を大切にしていきたいです。今僕ができる平和への一歩だと思っております。

書名『夏の花たち』 鈴木 ゆき江 著

(寸評)  
登場人物の戦争体験とおして、それを自分の身近な問題としてとらえ「戦争」そのものをと深く掘り下げています。誰もが悲惨で愚かな行為と思っこの戦争を曾祖父のシベリアでの強制労働の体験も入れながら、戦争未体験の自分自身の立ち場を客観的に見つけ、そして何をなすべきかがはっきり述べられています。その中でとてもすばらしいのは「戦争」を「世界全体の問題」としてとらえ、風化させることなく「語り継ぐ」ことが大切だと考えていることです。島山君自身が曾祖父の体験談をどこかで話す「語り部の一人であつてほしい」と願っています。



## ■中学校2年生の部 最優秀賞

### 生きることの大切さ

川湯中学校 石川 瑠望さん



この物語は、一人の青年が、変わったアルバイトをする所から始まりました。

それは、刑務所の看守なのですが、普通の看守ではなく地下にいる受刑者の女の監視ととなり部屋のモニターに映る画面を観察するという仕事でした。モニターに映っているのは、日本ではない場所に一人の大人と15才になる子供4人しかいない「ミン村」という所で、そこは半径3km以外は無数の地雷がうまっている危険地帯なのですが、そこへ出なければ危険はない所でした。

私は、なんでミン村という所に無数の地雷がうまっているのかなと思いました。子供の一人が、受刑者の女の子供で、産まれた時からその女の刑が執行されたのです。その女の所にも、テレビがあつて危険な場所であつていく自分の子供をただ見ていることしかできない、子供になにもしてあげることが出来ないという苦しみを味わうことが出来たのです。それは15年間という期間で、あと一ヶ月ほどで刑が終わる時に青年が女の刑が終わるまでの一ヶ月間、アルバイトで看守として、来たのです。最初は、

ただモニターを見ているだけの毎日でしたが、始めてから、15日ほどたったころに、ミン村のおじさんが15才になった子供たちに、自由に生活している日本の子供たちの映像を見せ、地雷探知器の使い方、地雷の除去の仕方を教えて、この場所を離れ、日本に帰れることを教えました。

私は、このおじさんがすごい優しいなと思えました。

そして、今までは、この生活があたりまえだった子供たちが見たこともないゲームで遊んだり、道を自由に歩いている日本の子供たちを見てしまったので、自分たちも、日本に帰って、思いっきり、自由に生活したいという気持ちがめばえて、四人はミン村を出ることを決心します。

私は最初、この本を読んだ時、すごいぶん現実離れた話だなと思いました。だけど、読んでいくうちに、だんだん引き込まれて、青年の「こんな刑があるなんて、理解できない」という気持ちだったり、受刑者の女の人の、「自分の子供を危ない目にあわせたくない」という気持ち、子供たちの「まだ見たことのない、知らない事だらけで、だけと子供たちが見た、ゲームで遊んだり、道を歩いている日本の子供たちを見て、今よりも、絶対に楽しいと思う日本に帰りたい」という気持ちなど、色んな場面での、色んな人物の気持ちを考えながら読んでいました。

私は、この本を読んで思ったことは、私たちの暮らしている日本は、何でもあ

って、不自由のない生活ができるけど、世界のごくかでは、まだ、戦争とかしていたり、地雷の恐怖におびえて、生活している人たちが、たくさんいるということ。お腹いっぱい、食べるだけの食料がなくて、なくなっちゃう子供がいると思います。食料だけでなく勉強したくてもできない子供たちや学校で勉強するのに何時間もかけていく人や、危険な所でも行く人がいます。

私に、何が出来るかは、わかりませんが、一日でも早く、まっすぐい国とかが少しでも豊かになって、恐怖のない、世界中のみんなが、心から笑顔で暮らせる日が来たらいいと思います。

書名『モニタールーム』山田 悠介 著

(寸評)  
非現実的な内容の物語ですが、石川さんは登場人物の気持ちを考えながら、それを現実のことにつなげることによって自らの生き方の有り様についてまで発展させています。生きることが難しいとされている現在、人は互いにたくさんの人に支えられて生きています。しかし、その中には成育環境の劣悪さから日に三度の食事を食べられない子、初めて見る自分のパースデーケーキを食べることができず、ただ見つめている子など、さまざまです。この本を読んで感じたこと、考えたことをいつまでも忘れずに周りの人たちにも伝えていってほしいと思います。

そのほかの最優秀作品についても、来月以降順次紹介していきます。

※生徒の学年は、コンクールが行われた平成27年度当時のものです。

●発行／北海道弟子屈町議会  
 ●編集／弟子屈町議会広報編集特別委員会  
 委員長 高橋正秀  
 委員 高砂弥生  
 副委員長 鈴木繁 岩崎義人  
 ☎FAX 482-2695  
 メール gikai@town.teshikaga.hokkaido.jp

第80号  
町議会だより

# 第1回定例会

3月8日招集の第1回定例会は11日までの4日間の会期で行われ、徳永町長から平成28年度町政執行方針、小林教育長からは平成28年度教育行政方針説明が行われた。町からの提出議案として、条例の制定など議案21件、平成27年度補正予算6件、平成28年度当初予算7件を審議し、それぞれ可決・承認した。また、議会からは発議案2件が提案され、議員定数を現行の12人から1人減員し、11人とする条例の一部改正がそれぞれ可決された。一般質問については、5人から8問が行われ、町への提案を含む活発な議論が行われた。

平成28年度町政執行方針(町長)および教育行政方針(教育長)については「広報てしかが4月号」、平成28年度当初予算の概要については、広報てしかが4月号に折り込みの「てしかが町知って得する便利帳」に掲載。

## 審議のあらまし

### 専決処分事項

◎町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について(議案第5号)  
 地方税分野における個人番号利用手続きの一部見直しに伴う町税条例の規定の整理。申告などの手続きと併せて、または申告後に関連して提出される一定の書類については、個人番号の記載を要しないとする改正。

正する条例の制定について(議案第7号)  
 行政不服審査法の改正により、新たに導入された審理員による審理手続きを適用除外とし、情報公開審査会への諮問を存置することなどを規定するもの。また、行政機関が保有する情報の公開に関する法律との整合性を図るための改正を行うもの。

### 条例の一部改正

◎弟子屈町行政不服審査条例の制定について(議案第5号)  
 行政不服審査法の改正に伴い、第三者機関としての審査会組織に関すること、および、審査請求人などが書類などの写しの交付を受ける際の手数料などを規定するもの。

◎弟子屈町民参加推進条例の一部を改正する条例の制定について(議案第8号)  
 議案第7号の条例改正に伴い、引用条項の改正を行うもの。

◎弟子屈町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について(議案第6号)  
 行政不服審査法の改正に伴う文言の整理を行うもの。

◎弟子屈町個人情報保護条例の制定について(議案第9号)  
 行政不服審査法の改正により、新たに導入された審理員による審理手続きを適用除外とし、個人情報保護審査会への諮問を存置することなどを規定するもの。また、行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律との整合性を図るための改正を行うもの。

◎弟子屈町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について(議案第10号)  
 一部を改正する条例の制定について(議案第11号)  
 いずれも、議案第9号の条例改正に伴い、引用条項と文言の修正を行うもの。

◎弟子屈町情報公開条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について(議案第15号)  
 農業委員会などに関する法律の一部を改正する条例の制定について(議案第15号)  
 農業者委員会などに関する法律の一部を改正する条例の制定について(議案第15号)

◎弟子屈町指定地域密着型サービスに関する条例の一部を改正する条例の制定について(議案第18号)  
 厚生労働省令などの一部改正により、18人以下の通所介護が地域密着型サービスに移行することによる改正。

より文言修正を行うもの。

◎証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について(議案第16号)  
 行政不服審査法および同施行令の改正に伴う、町条例の規定の整理。審査の申出書に記載する事項の追加、インターネットを利用した弁明書提出の有効化、提出書類の写しなどの交付に対する手数料規定の新設などに係る一部改正。

たな統計の数値や町の概要の変更点、現在進めている産業振興などの各事業を追加した。

◎弟子屈町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について(議案第18号)  
 厚生労働省令などの一部改正により、18人以下の通所介護が地域密着型サービスに移行することによる改正。

◎弟子屈町人事行政の運営等の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について(議案第12号)  
 地方公務員法の改正に伴い、各任命権者から地方公共団体の長への報告事項に人事評価の状況などを追加するもの。また、行政不服審査法の改正に伴い、文言改正を行うもの。

◎固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について(議案第16号)  
 行政不服審査法および同施行令の改正に伴う、町条例の規定の整理。審査の申出書に記載する事項の追加、インターネットを利用した弁明書提出の有効化、提出書類の写しなどの交付に対する手数料規定の新設などに係る一部改正。

◎弟子屈町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について(議案第18号)  
 厚生労働省令などの一部改正により、18人以下の通所介護が地域密着型サービスに移行することによる改正。

(議案第13号)

◎職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について(議案第13号)  
 地方公務員法の改正に伴い、級別標準職務表を新たに追加するもの。また、行政不服審査法の改正による文言修正のほか、日直手当を新たに規定するもの。

◎弟子屈町過疎地域自立促進市町村計画の策定について(議案第17号)  
 過疎地域自立促進特別措置法の改正により法律が平成32年度末まで延長され、過疎対策事業債をはじめとする財政上の特別措置を活用することから、新たな計画を策定すること。今回は、平成28年度から平成32年度までの5カ年間の計画を議決した。今回の計画には、前計画を踏襲した新

◎弟子屈町新規就農者誘致特別措置条例の一部を改正する条例の制定について(議案第37号)  
 4月1日から農地法が一部改正されることに伴う、用語の定義に係る文言整理を行うもの。また、奨励金について「農地中間管理事業」で農地を賃貸借する場合についても交付の対象とするための一部改正。

◎職員勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について(議案第14号)  
 学校教育法などの一部改正を受け、人事院規則が改正されたことに

◎弟子屈町新規就農者誘致特別措置条例の一部を改正する条例の制定について(議案第37号)  
 4月1日から農地法が一部改正されることに伴う、用語の定義に係る文言整理を行うもの。また、奨励金について「農地中間管理事業」で農地を賃貸借する場合についても交付の対象とするための一部改正。



## 町道廃止

◎町道路線の廃止(議案第20号)  
 ●路線番号51(錯別高台線)／総延長428.60m  
 道道昇格に伴う廃止であり、今後は道が整備される。起点は弟子屈消防署およびセイコーマート交差点、終点は町営球場交差点。  
 ●路線番号503(札友内栗農支線)／総延長426m  
 町道に隣接する農地の所有者が親族関係であり、道路としては必要ないことから、全線を廃止するもの。

## 町道認定

◎町道路線の認定(議案第21号)  
 ●路線番号731(川湯駅前3丁目1号線)／総延長161.50m  
 ●路線番号732(川湯駅前3丁目2号線)／総延長125.10m  
 ●路線番号733(川湯駅前3丁目3号線)／総延長158.30m  
 1996年から住宅が立地し、生活道路として供用している公衆用道路。4m以上の敷地が確保され、現在も生活道路として路面整正や冬季除雪を実施しており、地域の通行上、必要である。また、普通河川湯川の管理上、接続道路がないなど公

共施設への連絡道路として利用することから、町道に認定するもの。

## 補正予算

平成27年度一般会計および特別会計(5会計)の補正予算が提案され、即時、予算特別委員会へ付託。審査の結果、原案可決すべきものと決定され、本会議に報告の後、可決された。  
 ※補正予算の額は下の表のとおり。

◎一般会計(第6号)議案第23号  
 歳入歳出予算にそれぞれ2億3千780万5千円を追加し、総額を8億4千406万円とした。摩周厚生病院運営費補助金2億6千975万8千円、特養摩周運営費補助金2千980万2千円、地方創生事業6千280万円、町道除排雪業務1千225万5千円などの増額と、公営住宅建替事業や公園長寿命化事業の補助金の減に伴う減額、各事業の確定による不用削減や不足分などを計上。

◎国民健康保険特別会計(第2号)議案第24号  
 年度内に不足が見込まれる高額療養費などの増額、26年度療養給付費負担金返還金により、歳入歳出予算にそれぞれ3千358万9千円を追

加し、総額を14億6万円とした。

◎介護保険特別会計(第2号)議案第25号  
 年度内の各サービス利用見込みに伴う給付費の増減などにより、歳入歳出予算からそれぞれ5千121万1千円を減額し、総額を8億7千780万4千円とした。

◎温泉事業特別会計(第2号)議案第26号  
 歳入歳出予算にそれぞれ179万8千円を追加し、総額を1億1千724万4千円とした。歳入では前年度繰越金の増額を、歳出では財政調整基金費などの増額を行った。

◎下水道事業特別会計(第3号)議案第27号  
 歳入歳出予算からそれぞれ324万8千円を減額し、総額を3億9千201万4千円とした。歳入では下水道使用料、歳出では委託料などの減額を行った。

◎水道事業特別会計(第1号)議案第28号  
 収入では公有物件建物災害共済金196万1千円の増額を、支出では電気料・消費税などによる132万8千円の増額を行った。

## 特別委員会報告

会議規則第75条の規定により報告。  
 ▼付議事件  
 ①議員定数の調査検討について  
 ②議員報酬の調査検討について  
 ▼委員会の開催状況  
 ●第1回／1月25日(月)  
 ●第2回／2月4日(木)  
 ●第3回／2月22日(月)

▼結果  
 町民の民意を議会の審議を通じて町政に反映させるための適正な議員定数は何人が妥当であるのか、慎重に検討を重ねてきた。  
 委員会の最終結論として、議員のおのが町民の声をしっかりと受け止め、その責任と役割をより積極的

に果たしていくこととし、また議員報酬については引き続き検討することとした。

◎弟子屈町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について(発議案第1号)  
 弟子屈町議会の議員の定数を、現在の12人から1人減の11人とする条例の一部改正案を全会一致で可決した。次期一般選挙から適用する。

◎弟子屈町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について(発議案第2号)  
 議員定数を1人削減したことに伴い、委員会条例に規定する常任委員会の委員の定数を1人削減するもの。

## 平成27年度各会計補正予算総括質疑

### 食中毒等発生時の対策について

**問** 食中毒等発生時の接客業者への対応、対策マニュアルはあるのか。  
**答** 接客業者と協議の上、危険処置など対策を取っていききたい。

### 俵和園の勤務体制について

**問** 職員不足の中、俵和園での勤務体制はどのようになっているのか。  
**答** パートタイマー雇用などに関する要綱を設け、対応している。

### 放射能物質検査機器の利

**問** 一般町民の方でも持ち込み検査ができるのか。また、周知しているか。  
**答** 放射能物質検査は一般町民の方の物もできる。あらためて周知を検討する。

## 平成28年度各会計予算総括質疑

### 職員の募集方法について

**問** 技術職を含め、町職員の募集は早くすべきと思うが。  
**答** 技術者の確保も含め、先を見据えた募集をしたい。

### TPP対策について

**問** 本町として、TPPに関してどのような対策を取っていくのか。  
**答** 継続事業については継続し、新メニューについては摩周湖農協と協議し、進める。

### 認定こども園について

**問** 幼保連携認定こども園に対する保護者のメリット、デメリットは。  
**答** 継続事業については継続し、新メニューについては摩周湖農協と協議し、進める。

**問** 保護者の勤務体制に応じた柔軟な受け入れ態勢ができるが、平日の行事や費用計算、徴収などの問題が発生する場合は。  
**答** 入所者の方は日常生活と同じ環境が得られることにより、急変時に即応できる。ただ、部屋にこもりきりになる方も見られ、対策を取っている。

### 俵和園について

**問** 老人ホームの移転改築後、その成果は。  
**答** 入所者の方は日常生活と同じ環境が得られることにより、急変時に即応できる。ただ、部屋にこもりきりになる方も見られ、対策を取っている。





よりよい財政運営を

と地域経済の持  
続再生は同時に  
遂行しなければ

この現実を踏ま  
え、町財政の再建  
と地域経済の持  
続再生は同時に  
遂行しなければ

### 空き家バンクについて

**問** 空き家バンクの登録件数と利  
用件数は。

**答** 登録件数16件、契約成立件数  
7件、空き家情報希望件数26  
件である。

### ワイン用ブドウ栽培につ いて

**問** ブドウ栽培の事業計画はでき  
ているか。また今年度、畑を  
2・5ヘクタール増やす予定と聞いたが。

**答** 年度計画はできている。現在、  
ブドウの苗木が100本程度  
しか手に入らず、少しずつ増やして  
いく。

### 乳児養育支援事業につ いて

**問** 乳児養育支援対象者は何人  
か。また、支援金額は妥当か。

**答** 対象児童は125人。支援金  
については今後、枠の拡大が  
できればと考えている。

### 公園について

**問** 公園の維持管理費用は。また、  
公園の整理統合の考えは。

**答** 管理費は年3千193万円。  
今後、関係機関との協議を踏  
まえ、整理統合をしながら経費節約  
を考える。

### 成年後見人について

**問** 成年後見人を社会福祉協議会  
に委託しているようだが、条  
件は。

**答** 社会福祉協議会が行ってい  
る法人後見人は、近隣に後見  
人となるべき方がいない、また弁護  
士などに依頼する費用を捻出できな  
い方について、町長権限で依頼して  
いる。

### 後発医薬品について

**問** ジェネリック医薬品(後発医  
薬品)の利用促進と奨励の方法  
は、どのようにしているか。

**答** 年4回、個別に通知している。  
後発医薬品の使用割合は、国

の示す80%に近い74%になっている。

### 介護予防について

**問** 介護予防事業の支援団体は何  
団体あり、どのような活動を  
しているか。

**答** 4団体あり、ふまねつと、脳  
トレ、ガンバルーン体操など  
を行っている。

### 介護報酬引き下げの影響 について

**問** 介護報酬引き下げに伴い、摩  
周厚生病院への負担増はどの  
程度見込んでいますか。

**答** 介護報酬の引き下げや人件  
費増を見込み、400万円程  
度増額。

### 温泉の維持管理について

**問** 温泉の工事が常に行われてい  
るが、その理由は。

**答** スケール(湯あか)の除去や、ス  
ケールにより管詰まりした  
送水管の入れ替え。ポンプの寿命も

### 温泉使用料の滞納について

**問** 温泉使用料の滞納の内容と徴  
収見込みは。

**答** 浴用6人で93万円、暖房用1  
人で21万1千円。滞納額が増  
えないように納付を促している。

### 水道料金の未収金額につ いて

**問** 水道料金の未収金額と、その  
内訳は。

**答** 2016年2月末で2千60  
0万円程度。企業が約1千万  
円、個人が約1千600万円。

### 水道メーターの検針方法 について

**問** 水道メーター検針日のズレ  
による超過料金の発生につ  
いて、どのように考えているか。

**答** 無線付きメーターなど、徐々  
に考えていきたい。

## 一般質問



鈴木 康弘 議員  
一般質問

### 問 弟子屈町の財政について

**答** 事業の見直しと厚生連への赤字圧縮を要請する

**問** 本町の起債残高は近年、大型  
事業の影響で平成26年度の残  
高が122億円、平成27年度はより  
増える見通しとなり、町の将来負担  
が危惧される。基金も底をついてい  
る状態で、国からの交付税の減額も  
見込まれ、自主財源である町税収入  
も減少している。また、摩周厚生病院  
は地域医療機関として本町にとって  
重要な施設であるが、町が負担する  
赤字補てんは、この5年間で年額2

ならない難しい課題で、高い経営能  
力が求められる。今後の町財政運営  
をどのように考えているか伺う。

**答** 副町長答弁  
122億円のうち、65%は普  
通交付税で後年交付される予定。平  
成30~32年に償還額が13億円となり  
ピークを迎え、その後、残高を減らし  
ていく見込みである。人口減少や社  
会保障の増額、地方交付税の減額が  
見込まれるため、行政評価を行い、事  
業の見直しや施設の統廃合を進めて  
いく。摩周厚生病院は救急医療がで  
きる、地域には必要な医療施設であ  
る。赤字補てんは指摘のとおり額  
であるが、厚生連と摩周厚生病院に  
は各種会議を通して赤字圧縮を要請  
していく。



岩崎 義人 議員  
一般質問

### 問 ふるさと納税について

**答** この制度を今度とも充実させていく

**問** 2015年6月定例会で質問  
したふるさと納税の拡充につ  
いて、秋ごろをめどに関係機関と協  
議を進めるとの回答を得た。その後、  
納付方法にクレジットが使えるよう  
になっただけである。釧路管内の他  
町村では、品数を増やしたことによ  
り10月から2カ月間で1千500件  
以上の寄附者を集め、1億円を超え  
寄附金を集めた。本町にも他町村に  
負けない特産品や農産  
品がある。ふるさと納  
税の返礼品の品数を増  
やし、寄附者や寄附金  
を集め、町内産物を返  
礼品に使うことで、農  
商業者の販売強化や産  
業育成につながるべき  
と考える。

にすることで、利用率向上と本町の  
PRにつながるべきと思うが考えを  
伺う。

**答** 町長答弁  
2015年10月から、より便  
利なクレジット・カードでの納付を  
取り入れた。また、返礼品の充実も商  
工会、農協や観光協会と協議を重ね、  
まもなく町公式ウェブサイト上でP



ふるさと納税制度のさらなる充実を

Rを開始できる  
よう準備を進め  
ている。返礼品を  
親兄弟や別な人  
に贈ることは、準  
備のために若干  
の時間をいただ  
きたい。今後と  
も、この制度を充  
実させていくた  
め、さまざまな  
対応をしていく。





小川 義雄 議員  
一般質問

**問** 認知症初期集中支援チーム設置などについて  
**答** 認知症診断者数は3年間で延べ370人

**問** 認知症の定義は、一度獲得した知的機能、記憶、認識、判断、学習の低下により、自己や周囲の状況を把握、判断が不正確になり、自立した生活が困難になっている状態をいう。国は2018年4月までに認知症の初期集中支援チームの設置を求めているが、本町の取り組みの方針を伺う。加えて、住まい・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域

包括ケアシステムの制度の考え方を伺う。認知症と診断された過去3年間の人数の集計を伺う。

**副町長答弁** 「認知症の支援チーム」は、早期に認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療・介護が受けられる初期体制を構築することを目的としている。支援チームは、保健師や看護師などの医療保険福祉の専門職と医師で構成される。構成員は国から定める研修を受け、試験に合格しなければならぬことから、対象者を順次、研修に派遣し、体制の整備を図っていく。介護認定された中で認知症と診断を受けた方は、平成24年度は119人、25年度は141人、26年度は110人である。認知症を含め介護保険制度の理解を深めるために、各種団体に対して出前講座を実施していきたい。



**問** 物品などの町内業者契約方法について  
**答** 契約金額は総額約1億5千200万円

**問** 物品に該当する品物は297ある。町内業者に限定しての

工事・設計・物品の各入札参加資格申請登録業者の中で、工事と物品の両方を兼ねている業者数と物品だけの業者数を伺う。また、平成25、26年度の各業者別の契約件数と総額を求めらる。さらに、入札の通知方法について伺う。

**副町長答弁** 入札執行の対象額は、工事などの請負が130万円、財産の買い入れが80万円、物件の借り入れが40万円、その他のものについては50万円以上となっている。



平成25年、26年度の2年間の町内登録業者数については、工事部門が28社、設計部門が2社、物品などの部門が86社で、このうち工事と物品の両方を登録している業者は21社ある。2年間の入札件数は43件で、契約金額の総額は約1億5千200万円である。内訳として、工事部門の落札は5件で約3千200万円、物品部門の落札は38件で約1億2千000万円である。入札の通知方法などは、町公式ウェブサイトで公開している。

**問** 道路などの維持管理体制の確立について  
**答** パトロール車の配備は2台の方向で

**問** 暴風雪、台風、大雪警報、地震、アトサヌプリの火山災害警戒地域に指定されるなど、異常気象に対する事前事後の機動力として巡回警備用のパトロールカーの配備を求め。また、歩道上に除雪の支障となるNTT・北海道電力所有の支柱があるのを、早急に移設作業についての協議をするべきではないか。さらに、歩道と車道の間に植栽し、ある植木などは短く剪定(せんてい)することによって見通しがよくなり、安全確認の向上につながると思うので、見直しを求める。

**町長答弁** 巡回用パトロール車は災害時など最低でも2台必要なことから、現在パトロール車に代用している車両を構造変更およびパトロール車への登録変更を行う方向で検討したい。また、除雪に支障となっている歩道上の電柱などについては、NTT・北海道電力と十分協議を進める。街路樹や植樹ますについても除雪をしやすい方法を考慮した上で、管理しやすい状況に改修するなど検討する。除雪の契約方法についても、委託方式について見直しを含めて検討したい。

**問** 高齢者などの雪下ろし支援について  
**答** 制度設計を図っていく

**問** 毎年、全道各地で屋根などの雪下ろし作業中に死亡やけがをされた高齢者がいる。雪の多い市町村では独自に、けが防止とその除雪費用を個別に支援している。国でも「高齢者のくらしを守る経費」として予算をみているので、1日でも早く除雪などの作業を依頼した人に対して財政支援する体制をつくっていただきたい。

**町長答弁** 町内でも、自分の家の屋根の雪下ろし中に屋根から落ちて、病院に運ばれた高齢者がいる。本町に、雪下ろし事業に対応できる事業者がいるのかどうかなど、事業者に関することや年齢要件、家族構成など利用者の条件整備を含め全体の制度設計を行った上で、今年12月まで間に合うように取り組んでいきたい。



山田 博 議員  
一般質問

**問** 温泉入浴施設の誘致について  
**答** 相手側の動きを注視している

**問** 本町の道の駅の名称は「道の駅・摩周温泉」であるが、本町の道の駅は「足湯」のみであり、温泉入浴施設がない。

**町長答弁** 本件については、道の駅・摩周温泉裏手に温泉入浴施設を建設したいとの申し出を受け、町有地を無償貸与することで誘致することの同意を得た。早期に建設したい意向であったが、建設場所が予想以上に軟弱な土地であり、専門業者と基礎工事について再三協議していた。予定事業費の中で、基礎工事を含め入浴施設を建設できる方策がないか検討をしている。町の方からも経過を伺い状況把握を行ってきたが、入浴施設の誘致に特別な資金的支援はしないことで進めている。進出企業に対して完成期限は付しておらず、現在も実施すべく準備を続けている。今回の民間資金での建設計画は本町の観光にとっても有益であると考えている。今しばらく相手側の動きを注視したい。



道の駅摩周温泉の足湯

旅行者から「摩周温泉」はどこかと尋ねられても、町中には「ここが摩周温泉です」と答えられるだけの温泉入浴施設がない。昨年、道の駅に民間企業による温泉入浴施設の建設計画が具体化し、二度にわたり全員協議会が開催され、町としての支援策が協議された。位置図、設計図まで示されていたが、一向に着工の気配がない。

議長会関係

- 12月17～18日 釧路町村議会議長会12月定例会(標茶町)
- 2月15日 釧路町村議会議長会2月定例会(浜中町)

委員会関係

- 12月28日 議会広報編集特別委員会
- 1月12日 議会広報編集特別委員会
- 1月25日 議員定数等調査検討特別委員会
- 2月4日 議員定数等調査検討特別委員会
- 2月22日 議員定数等調査検討特別委員会
- 3月2日 議会運営委員会

一部事務組合関係

- 12月25日 平成27年第3回釧路公立大学事務組合議会定例会
- 2月1日 釧路広域連合組合議会議案説明会
- 2月18日 平成28年第1回釧路広域連合組合議会定例会
- 2月26日 平成28年第1回釧路北部消防事務組合議会定例会
- 平成28年第1回川上郡衛生処理組合議会定例会

その他

- 12月17日 補給艦「ましゅう」安全祈願祭
- 1月6日 道新グループ新年交礼会(釧路市)
- 1月10日 第68回弟子屈町成人式式典
- 1月16日 とくなが哲雄新春の集い
- 1月22日 弟子屈町役場管理職会新年会
- 2月3日 平成27年度第1回釧路管内地域未来づくり会議
- 2月18日 小澤由明氏の藍綬褒章受章を祝う会(釧路市)
- 2月26日 玉川大学との受託研究発表会
- 鈴木宗男・鈴木たかこ新春交礼会
- 3月5日 跡佐登自治会の歩みおよび川湯開拓70周年記念式典
- 伊東よしたか・小松しげる合同新年交礼会

# 議会の動き

(12月8日～3月7日)



鈴木 繁 議員  
一般質問

**問** 今後の観光プロモーションの進め方について  
**答** 誘致活動、受け入れ環境整備などを積極的に進める

3月26日の函館までの新幹線の開業に向け、メディアなどで道南はかなりの盛り上がりを見せる一方、東北道は少々影が薄くなっている感がある。そうした中、国内旅行者へのプロモーションも大切だが、今こそインバウンド活動、特に北海道がシンガポールに開設をした

アセアン事務所を活用しながら、アセアン諸国へのプロモーション活動を積極的に進めるべきと思うが、考えを伺う。

**答** 町長答弁

観光産業は農業と共に本町の基幹産業である。近年、訪日外国人観光客の入り込みが多くなっている中でアジア圏からのお客さまが80%を占めており、34%が1～3月と冬季節に訪れていただき、通年観光実現に大きく貢献している。町としても釧路市と進める観光圏事業、誘客活動支援など、訪日外国人対策を講じているところである。平成28年1月に開設したシンガポール、アセアン事務所については、道の施策として「道産食品輸出1千億円」「来道外国人客300万人」を目標に開設。本町も情報収集しながら、経費面も含め活用を検討していきたい。



## 平成28年 第1回臨時会 (2月4日)

### 条例の一部改正

第1回臨時議会が開催され、職員  
の給与に関する条例の一部改正など  
議案4件を原案どおり可決し、閉会  
した。

- ◎職員給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について (議案第1号)
  - ◎弟子屈町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について(議案第2号)
  - ◎旧教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について (議案第3号)
  - ◎弟子屈町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について(議案第4号)
- 上記4件はいずれも、人事院勧告に伴い、職員、特別職、教育長、議会議員の期末手当を0.1カ月引き上げ、年間4.2カ月とするともに、職員の給与においては給料表の水準を平均で0.4%引き上げを行う改正。

### 議会を傍聴 しませんか 町政・議会は あなたのために



傍聴手続きは  
議場入り口の受付簿に  
氏名を記載するだけです  
～お気軽にお越しください～

次回の  
『平成28年第2回弟子  
屈町議会定例会』は  
6月上旬開催の  
予定です